

新司法試験の合否判定に関する要望書

2009年10月20日
日本弁護士連合会

第1 要望の趣旨

当連合会は司法試験委員会に対し、新司法試験の合格水準に関する検証が可能になるよう、必要な情報開示を行うことを求める。

第2 要望の理由

1 合否判定の現状と問題点

新司法試験の採点及び成績評価は、「新司法試験における採点及び成績評価等の実施方法・基準について」(平成21年1月21日新司法試験考査委員会議申合せ事項。以下「採点及び成績評価等の実施方法・基準について」という)に基づいて行われている。

これによると、総合成績は、短答式試験および論文式試験のそれぞれについて各科目の点数を合算し、これを短答式試験1に対して論文式8の割合で合算した合計点によって決められている(ただし、各科目の最低ラインの設定が別途存在している)。しかし、論文式試験の採点については、偏差値を用いた調整等がなされていることから、前年度と同じ点数の答案が、前年度と同程度の成績水準を示しているということは保証されておらず、そのため、前年度と同じ総合成績をとった受験生が、前年度と同程度の成績水準に達しているということもまた保証されていない(なお、平成21年試験については、短答式試験と論文式試験の配点割合が変更されたという特殊事情が存在する)。

したがって、現在の成績評価方法では、合否判定の適切さ、すなわち、設定された合格水準の適切さ(過年度との対比における公平性、法曹養成制度に対する信頼を支える公正性・合理性、合格者の質の保証における安定性・確実性)は制度的に担保されていないのではないかとの疑念を生じさせる余地を残している。また、現在司法試験委員会から公表されている情報のみによっては、合格水準についての外部的な検証は不可能な状態にある。

2 合格水準の外部的検証の必要性

しかし、新司法試験の合格水準が適切に設定されることは、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の健全な発展をはかる上で決定的に重要であ

る。当連合会は、「当面の法曹人口のあり方に関する提言」(2009年3月18日付け)等において、法曹の質の確保等の観点から、新司法試験について慎重かつ厳格な合否判定を求めてきたところであるが、適切な合格水準の設定なくして、慎重かつ厳格な合否判定が成立し得ないことは言うまでもない。

したがって、司法試験委員会内部において、合格水準が適切に設定されるよう、必要な対応が行われるべきことは当然であるが、それだけでなく、合格水準の適切さについて、外部からの検証を可能にすることが不可欠である。具体的には、司法試験委員会による合否判定の結果について、法曹関係者、法科大学院関係者による検証、ひいては広く国民的な検証を可能とする情報が開示される必要がある。合格水準の設定は、市民が法曹に対して求める質に直結するものであることを考えるならば、このような幅広い検証作業によってこそ、合格水準の適切さもまた担保されるものといえるからである。

3 合格水準に関する検証を可能にするための情報開示

しかるに、前述のとおり、現在司法試験委員会から公表されている情報によれば、合格水準の適切さについての外部的な検証は不可能な現状にあることから、当連合会は司法試験委員会に対し、新司法試験の合格水準に関する検証が可能になるよう、必要な情報開示を行うことを求めるものである。

具体的には、例えば以下のような内容の情報開示が検討されるべきである。

- (1) 現在行われている論文式試験の出題の趣旨の公表のあり方を一歩進め、出題の趣旨との関係で、合格水準に達する答案について、どのような内容と程度の理解が求められているかに関する情報を公開すること。
具体的には、論文式試験については、優秀、良好、一応の水準、不良の4段階に分けて採点するものとされているが(「採点及び成績評価等の実施方法・基準について」第2・1(2))、どのような内容と程度が、それぞれのランクの答案において想定されているかに関する情報を公開すること。
- (2) 合否のボーダーラインにあるいくつかの答案を公表すること(ボーダーラインについては総合評価を前提にする方法と各科目毎の成績を前提にする方法とが考えられる)。
- (3) 司法試験委員会において考査委員の採点経過等をふまえて合格水準の定め方に関する意見交換を最終合格者発表前に行い、同意見交換の逐語議事録を作成し、原則として、これを公開すること。

以上